

令和8年度 第2回 福祉サービス事業者に対する 第三者評価説明会

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構



令和8年度 第2回福祉サービス事業者に対する第三者評価説明会 開催要領

1. 趣旨:

福祉サービス第三者評価の普及啓発の一環として、神奈川県内の市町村職員と高齢・障害・保育の各分野の福祉サービス事業者を対象に、第三者評価の意義、目的や評価結果の活用方法等の理解を図り、受審の促進につなげることを目的に第三者評価の説明会を開催します。

2. 主催：神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

3. 共催：神奈川県

4. 対象：神奈川県内の保育・高齢・障害各分野の福祉サービス事業所および市町村所管課職員

5. 日程：令和8年9月29日（火）13時30分～15時00分

6. プログラム

時 間	内 容	報 告 者
13：30～13：35	＜開会＞ あいさつ	事務局
13：35～13：50 (15分)	＜第三者評価についての基本説明＞ 第三者評価の意義・目的や手順等を説明します。 ＜受審実務のポイント・受審の効果＞ 受審実務のポイントや受審効果について報告・説明を行います。 ＜第三者評価の受審の流れ＞ 受審申込みから結果公表までの標準的な流れを説明します。	
13：50～14：00 (10分)	＜福祉サービス第三者評価機関の紹介＞ 神奈川県内第三者評価機関の紹介・選ぶ際のポイントなどを説明します。	
14：00～14：15 (15分)	＜第三者評価受審体験報告＞＜保育分野＞ 第三者評価の受審による気づきや効果、評価結果をどのように提供する福祉サービスの質の向上に活かしたか、受審実務をどのように進めたのかに関する体験を報告します。	＜受審体験報告＞ 保育分野 (福)明真会 西しゅくマーノ保育園

14 : 15～14 : 30 (15 分)	<第三者評価受審体験報告><障害分野> 第三者評価の受審による気づきや効果、評価結果をどのように提供する福祉サービスの質の向上に活かしたか、受審実務をどのように進めたのかに関する体験を報告します。	<受審体験報告> 障害分野 (福) 湘南の風 ジャストサイズ水科
14 : 30～14 : 45 (15 分)	<第三者評価受審後の取り組みについて><高齢分野> 第三者評価の受審後、評価結果をどのように提供する福祉サービスの質の向上に活かしたのかなど報告します。	<受審後の取り組み> 高齢分野 (福) 翔の会 特別養護老人ホーム ゆるり
休 憩 (5 分)		
14 : 50～15 : 00 (10 分)	<質問コーナー Q&A>	事務局

7. その他：アンケートのお願い

説明会終了後にアンケート回答にご協力くださいますようお願いいたします。

下記URLより入力 Googleフォームへアクセスの上ご回答お願いいたします。

<https://forms.gle/5mtfVtNF9TrC6QP98>



福祉サービス第三者評価に ついての基本説明

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

1

■かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」）は、国の指針及び神奈川県要綱に基づき、本県における福祉サービスの第三者評価を推進するための中核的組織として、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が運営し、神奈川県と協働で第三者評価を推進しています。推進機構の各種事業の運営にあたっては、公正・中立な審査等を行うため、事業者、学識者等で構成される「運営委員会」を設置しています。

（1）推進機構の役割

- ・ 第三者評価機関の認証及び取消
- ・ 第三者評価内容、評価手法等の研究
- ・ 第三者評価調査者の養成研修
- ・ 第三者評価結果の苦情処理
- ・ 第三者評価結果の公表
- ・ 第三者評価機関相互の連携の推進
- ・ 第三者評価の普及啓発
- ・ その他、第三者評価の推進に必要な事業

（2）運営委員会の審査・審議事項

- ・ 第三者評価機関の認証及び取消
- ・ 評価調査者認定試験の可否の判定
- ・ 第三者評価の評価項目／評価手法の認証
- ・ 第三者評価機関、評価調査者、評価結果への苦情対応
- ・ その他、第三者評価事業の推進に必要な事項



マスコットキャラクター
ふくしみるちゃん

2

本県の第三者評価の実績の推移

年度 (令和)	評価結果 公表件数	認証評価機関数	登録評価調査者数 (累計)
3年度	360件	21機関	343名
4年度	399件	21機関	359名
5年度	310件	20機関	334名
6年度	346件	17機関	342名
7年度	356件	20機関	393名

3

評価結果公表件数の分野の内訳 (令和7年度)

各分野合計					総合計
児童	高齢	障害	障害GH	保護	
263件 (73.9%)	3件 (0.84%)	45件 (12.6%)	45件 (12.6%)	0件 (0%)	356件

全国の実受審数の状況（令和6年度）

- 1位 東京都
- 2位 **神奈川県**
- 3位 大阪府

4

第三者評価のキホン① 福祉サービスの評価とは

福祉サービスの事業者には、**社会福祉法第78条**において、自ら提供する福祉サービスの質についての評価に取り組むことが規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

5

■福祉サービス評価の種類

福祉サービスの評価は、自己評価・利用者評価・第三者評価の大きく3種類に分けられます。

【自己評価】

サービス事業者自らが、自らが提供するサービスの質を評価すること

【利用者評価】

利用者（場合により家族も含む）自身が、利用しているサービスの評価を行うこと

【第三者評価】

公正・中立な第三者評価機関が、事業者との契約に基づき当該事業者のサービスの質を評価すること

6

第三者評価のキホン② 第三者評価の目的・定義

■福祉サービス第三者評価の目的

福祉サービス利用者が自分に合った質の高いサービスを選択・利用することにより、自立した生活を送ることができるよう、**福祉サービス事業者のサービスの質の向上への取り組みを促進するとともに、利用者のサービス選択を支援すること**
(神奈川県福祉サービス第三者評価推進要綱)

■福祉サービス第三者評価の定義

事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価調査表を用いて調査を行い、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価し、その結果を公表すること
(神奈川県福祉サービス第三者評価推進要綱)

本県での福祉サービス第三者評価とは、かながわ福祉サービス第三者評価機構が認証した評価機関が、推進機構が指定する評価条件(評価項目や評価調査プロセス等)を満たしたうえで実施したものに限定されます。

7

第三者評価と指導・監査の違い

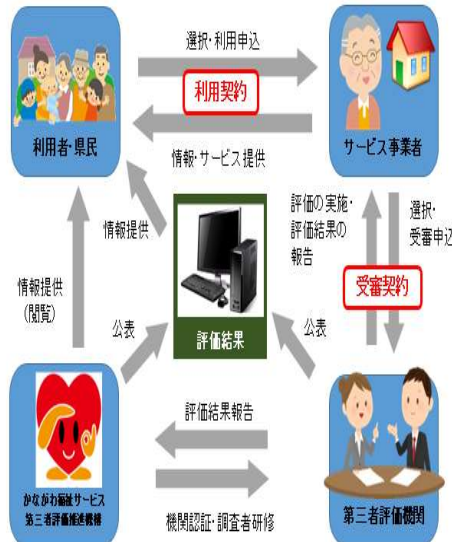
- ◆ 監査は最低基準に照らして不足がないかを検査するものですが、**第三者評価は「事業所の特徴的なサービス、取り組みの努力しているところ、できているところ」にも着目します!!**
- ◆ 評価調査は**対話を重視**し、評価結果については、事業所と評価機関が何度でもやりとりを重ね、**双方が合意したうえで公表**します。



「福祉サービス第三者評価」は、サービスの質の向上に取り組む事業者の応援団です！

8

神奈川県福祉サービス第三者評価のしくみ



①事業者は、推進機構が認証する「第三者評価機関」の中から1か所を選び、契約を結びます。

②評価機関は事業所に評価調査者（複数名）を派遣し、本県共通の評価項目に基づき、調査（ヒヤリング等）を行います。

③調査が終了した後、評価機関と事業者の間で評価結果の確認・合意を行い、第三者評価結果が確定します。

④確定した第三者評価の結果は、推進機構のホームページで公表されます。公表期間は3年間です。

9

第三者評価のキホン③ 受審の手順・かかる期間

STEP	手順	期間
1	「評価機関の選定」	◆STEP1～6までは、標準で概ね6か月～9か月を要します。（自己評価作業にかかる時間や評価調査結果の調整状況等により、期間が異なってきます。）
2	「契約」	
3	「事前準備」（自己評価）	
4	「訪問調査」（1日又は2日）	
5	「調査結果の確認（評価結果の内示）」	
6	「評価結果の確定、公表」	

半年から一年先をイメージして受審計画を立てていきましょう

10

福祉サービス第三者評価受審の6 STEPS (STEP 1～2)

第三者評価は「事業所」単位での受審となります。

STEP 1
「評価機関の選定」
評価機関の情報収集、比較、選定

県内には複数の評価機関があります。評価機関の情報は推進機構のホームページなどから入手できます。評価機関の特徴などを参考にしながら、評価機関を選定します。

<https://www.knsyk.jp/service/hyoka/list>



STEP 2 「契約」
評価機関との契約
スケジュール調整など

評価機関と受審事業者との間で契約を締結します。
調査時期などのスケジュールを双方で確認します。場合によっては、契約後に評価機関が事業所職員向けに評価項目の説明・研修を行うなど、自己評価への取り組みをサポートします。評価手数料（受審料）は評価機関によって異なります。



11

福祉サービス第三者評価受審の6 STEPS (STEP 3～4)



STEP 3 「事前準備」
自己評価の実施、提出
評価機関による利用者アンケート調査など

評価機関の定める自己評価表により、**事業所で自己評価を実施し、評価機関に提出します。**

評価機関では提出された自己評価をもとに**事前書面調査**をします。

併せて、評価機関は利用者全員を対象にアンケート調査を実施します。利用者への配付は事業所が行い、集計は評価機関が直接行います。

ここが
ポイント

事業所内で行う自己評価は、日頃の業務をふりかえり、職員間の意識や情報の共有をはかる機会となります。

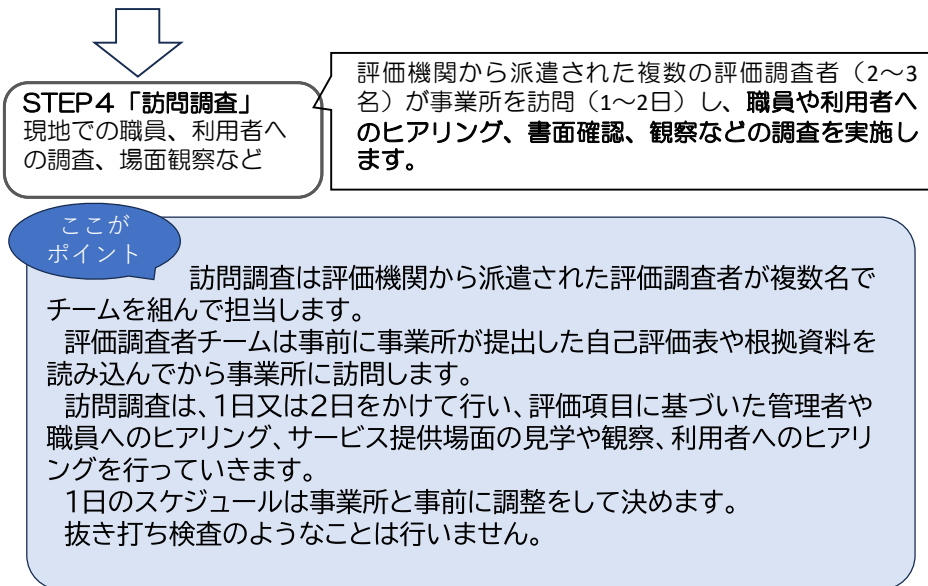
既存の職員会議の場を活用したり、小グループに分かれて話し合いをしたりなど、事業所の状況に応じながら、**できるだけ多くの職員が自己評価に参加することで、第三者評価の受審効果がより高まります。**

◆令和6年度受審事業所アンケートから「自己評価が役立ったこと」

- ・課題を知ることができるとともに強みも職員に共有された。
- ・職員の理解度が分かり、いろいろな伝え方をしていかなければならないと思った。
- ・運営面のことも全職員が意識をもつきっかけになった。
- ・職員がお互いの業務に興味を示してくれるようになった。

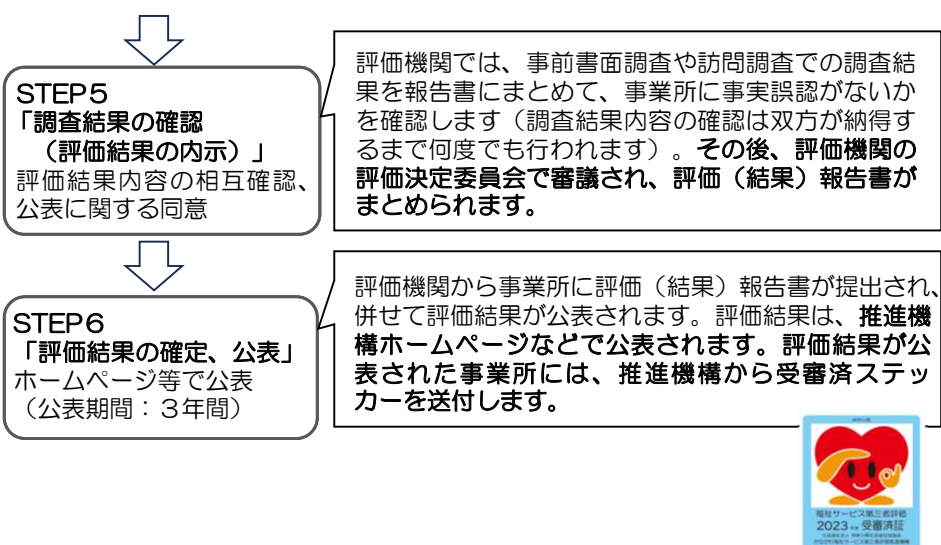
12

福祉サービス第三者評価受審の6 STEPS (STEP3～4)



13

福祉サービス第三者評価受審の6 STEPS (STEP5～6)



14

第三者評価機関を選ぶ際の ポイント

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

15

■第三者評価機関

福祉サービス事業者が第三者評価を受審するにあたっては、推進機構から認証を受けた第三者評価機関（以下、評価機関）と受審契約を締結します。評価機関は公正・中立な立場で評価を実施します。

評価機関の認証の主な要件

- ・法人格を有していること
- ・県内に事務所を有していること
- ・評価調査者を必要数有していること
- ・第三者性を確保した評価決定委員会を設置していること
- ・評価機関及び評価調査者と事業所との関係において第三者性を確保していること

- 評価機関は3年に一度、更新を受ける必要があります。
- 県内で活動する評価機関の情報は推進機構のホームページ等をご覧ください。
（県内認証評価機関：20機関／令和8年4月1日現在）

16

評価機関は事業者の皆さまが選びます。

- 神奈川県では現在20の第三者評価機関が認証されています。
- 各評価機関の中から、事業所に適した評価機関を選んでください。

※6つのチェックポイントを紹介します。

こちらの資料をご用意ください



17

チェックポイント1 評価機関の評価方針

評価の実施にあたり大切にしていることなど、各評価機関はそれぞれの評価方針を定めています。

- 資料「評価機関基本情報」を参照してください。
- 各評価機関のホームページでも確認できます。

18

チェックポイント2 評価実績や評価調査者

評価機関の実績（評価件数や実施している分野・サービス種別等）、所属している評価調査者の状況（保有資格や専門性、評価機関での内部研修実施状況等）は評価機関ごとに特色があります。

- 推進機構ホームページから各評価機関の評価実績数が確認できます。

<https://www.knsyk.jp/service/hyoka/list>

- 各評価機関のホームページに掲載されている所属評価調査者一覧で、保有資格や専門分野等を確認できます。
- 各評価機関のホームページで内部研修の実施状況を確認できます。

19

■第三者評価調査者

第三者評価では、評価機関から派遣される「評価調査者」が複数名でチームを組み、事業所の「事前書面調査」及び「訪問調査」を行い、調査結果をまとめて評価機関に報告します。評価調査者は指導や助言をするのではなく、事業者自身が主体的により質の高いサービスの提供に向けて取り組むための気づきを促します。

本県で第三者評価調査者として活動するには、推進機構が実施する所定の養成研修（＊）を修了し、推進機構に評価調査者として登録すること、および県内の評価機関に所属していることが必要です。

（＊）推進機構が実施する調査評価者対象の養成研修には次の3つです。

- ①評価調査者として活動するための認定をする「評価調査者認定研修」（⇒研修終了後の認定試験に合格した後、評価調査者登録できる対象となります）
- ②登録評価調査者の資質向上を図る「フォローアップ研修」
- ③登録評価調査者の登録（登録有効期間は3年間）を更新する際に受講する「登録更新研修」

20

チェックポイント3 自己評価の取り組みに対するサポート内容

評価機関は、第三者評価の重要なプロセスの一つである「自己評価への取り組み」が適切に行われるよう事業者へのサポートを行います。

- 自己評価に取り組む際の事前説明や、質問等問い合わせへの対応といったサポート内容について、予め確認しておきます。
- 結果についての意見交換が十分できるかについても確認しておきます。

21

チェックポイント4 評価にかかる期間（スケジュール）

契約から報告書提出まで、評価にかかる期間は自己評価や利用者調査、事業所への訪問調査等、各プロセスの積み重ねによって決まります。

- 訪問調査や最終的な報告書の提出時期等、実施スケジュールについて事業所の希望に対応可能かどうか、予め評価機関に確認しておきます。

22

チェックポイント5 評価にかかる費用（受審料金）

受審料金は、各評価機関が独自に設定しています。

■訪問調査日数や評価調査者の派遣人数、利用者の対象人数、事業所の規模等により受審料金が異なります。

資料「評価機関基本情報」を参照いただき、
詳細は各評価機関にご確認ください。

23

< 神奈川県補助金制度一覧表 >

分野	横浜市	川崎市	県域
保育	公定価格の加算として市単独加算で補助（5年に1度の受審義務化）	5年に1度公定価格の加算として補助	神奈川県社会福祉協議会 ＜会員法人＞ ○経営者部会10万円 ○協議会各5万円 （保育協議会） （老人施設協議会） （障害福祉施設協議会） （社会就労センター協議会） （更生福祉施設協議会） ※令和8年度申請は、9月30日まで
高齢	なし	なし	
障害			
保護			

24

チェックポイント6 評価報告書のまとめ方

評価報告書のまとめ方は評価機関によってさまざまです。
評価結果報告書で評価機関の特色、専門的な視点等について
確認することができます。

- 評価結果報告書は推進機構のホームページ、または各評価機関のホームページで公表されています。

25

福祉サービス第三者評価の結果、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のホームページで公表しています。<http://www.knsyk.jp/service/hyoka/result>

「評価結果報告書」には

- ・ 事業所の基本情報（名称、所在地、サービス種別）
- ・ 総評（特長や今後期待される点）
- ・ 受審事業者のコメント

等が記載されます。

「第三者評価詳細」には、

- ・ 判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果
- ・ 判定理由等のコメント

等が記載されます。

26

■第三者評価項目・評価基準①

第三者評価の実施に際しては、推進機構の指定する「県全域で共通して使用する評価項目・評価基準」(※1)を使用します。

この評価項目・評価基準は、厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に示す評価基準ガイドラインに基づき、「共通評価基準(45項目)」と「内容評価基準(20項目程度)」で構成されています。

なお、障害者グループホーム第三者評価については、同ガイドラインに準拠した上で、自己評価を重視した本県独自の評価項目により実施しています。(※2)

(※1)本県の評価項目・評価基準及び厚生労働省の評価基準ガイドラインは、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ等からご覧いただけます。

<https://www.knsyk.jp/service/hyoka/subject>

(※2)本県版の障害者グループホーム第三者評価の内容は「障害者グループホーム第三者評価の手引き」で示されています。

<https://www.knsyk.jp/service/hyoka/publication>

(ページ下段「神奈川県独自版・障害者グループホーム第三者評価関連」のコーナー)

27

■第三者評価項目・評価基準② *神奈川県版障害者グループホームを除く

共通評価基準 45項目 全ての福祉施設・事業所に共通の項目

I 福祉サービスの基本方針と組織

1. 理念・基本指針
2. 経営状況の把握
3. 事業計画の策定
4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

9項目

II 組織の運営管理

1. 管理者の責任とリーダーシップ
2. 福祉人材の確保・育成
3. 運営の透明性の確保
4. 地域との交流、地域貢献

18項目

III 適切な福祉サービスの実施

1. 利用者本位の福祉サービス
2. 福祉サービスの質の確保

18項目

内容評価基準 20項目程度 種別ごとの項目(保育、障害、高齢など)

内容評価項目の一例

【保育所】

- ・生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすこととのできる環境の整備
- ・乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境の整備、保育の内容や方法への配慮

【障害者・児サービス】

- ・利用者の自己決定を尊重した個別支援と取り組み
- ・利用者の意思を尊重する支援としての相談等の適切な実施

【高齢者福祉サービス】

- ・利用者一人ひとりに応じた1日の過ごし方ができるよう工夫
- ・認知症の状態に配慮したケア

28

■第三者評価項目・評価基準③ 神奈川県版・障害者グループホーム第三者評価項目

共通評価（管理者向け・4カテゴリ・16事項・45細目）

I 福祉サービスの基本方針

「理念・基本方針」「経営状況の把握」等、4事項・9細目

II 組織の運営管理

「管理者の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」等、4事項・18細目

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

「利用者を尊重する姿勢の明示」等、5事項・12細目

III-2 福祉サービスの質の確保

「提供する福祉サービスの標準的な実施方法の確立」等、3事項・6細目

内容評価（現場向け・2カテゴリ・10事項・15細目）

A-1 利用者の尊重と権利擁護

「自己決定の尊重」等、2事項・2細目

A-2 生活支援

「支援の基本」等、8事項・13細目

* 厚労省ガイドラインに準拠しつつ、本県独自の自己評価を重視した評価項目

29

評価機関を選ぶためのチェック項目（例）

第三者評価を受審する事業所の目的を整理したうえで、
評価機関を選びます。

- ☒ 評価機関として何を重視して第三者評価を実施するのか、分かりやすい説明ができるか。
- ☒ 評価結果報告書が分かりやすくまとめられているか。
- ☒ 過去に同様のサービス種別の評価をしているか。
- ☒ 同様のサービスに関連した経歴を持つ評価調査者が所属しているか。
- ☒ 評価スケジュールについて柔軟な対応が可能か。
- ☒ 受審料金の内容（積算根拠）は明確か。

30

Q & A質問コーナーについて

参加者が画面下部にある『Q & A』をクリックし、質問を入力・送信します。
スマホ版の場合は、『質問する』というボタンがあるので、そこから同様に質問が可能です。



質問の入力例（誰に対しての質問なのかの入力もお願いいたします。）

- ・事務局へ質問です。○○○○とはどのような意味ですか。
- ・保育分野へ質問です。○○はどうでしたか。
- ・高齢分野へ質問です。どれだけの○○がありましたか。
- ・障害分野へ質問です。○○はどのようにしましたか。 など……

※お時間に限りがありますので、全てのご質問にお答えすることが難しい場合がございます。予めご了承ください。

31

第三者評価受審体験報告

【参考】資料の「評価結果報告書」は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ掲載の評価結果から抜粋したものです。評価結果の全体はこちらのホームページをご覧ください。

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

URL <http://www.knsyk.jp/service/hyoka/result>



32

保育分野

社会福祉法人 明真会

西しゅくマーノ保育園

(川崎市)

33

第三者評価受審体験報告

○事業所紹介

運営法人：社会福祉法人 明真会

開 園：2013年4月1日

定 員：130名

西しゅくマーノ保育園は、川崎市多摩区にある認可保育園です。園名「マーノ」はイタリア語で「手」という意味です。これは、保育園の職員と保護者が共に手を携えて、一人ひとりの子どもの伸びる力を大事に育てていきたい。そういう思いを込めてつけました。

地域子育て支援センターを併設し、子育て家庭への支援や交流（園庭開放、育児講座・相談等）を行っています。

事業所名：西しゅくマーノ保育園

氏 名：園長 角田 啓子



34

○受審の動機

日々取り組んでいる保育への気づきや保護者への安心提供、地域全体の保育の質向上に役立てられるよう、法人として5年に1回受審することとしています。

35

○第三者評価に関する情報収集と 評価機関の選定方法

今まで第三者評価を2回、同じ評価機関で受審しました。その都度、評価調査者は違う方でしたが、毎回園として足りない部分を「もっと良い園となるように」できている・できていないという評価ではなく、できるようになるための方法をアドバイスしていただきました。また、園で頑張っている点に対しては「良い点」として評価してくださり、前向きに考えられる評価機関であったため候補として挙げ、3社による見積もり合わせから選定しました。

36

○訪問調査後から評価が決定するまでの 評価機関との調整の実際

訪問調査は2日間で事前提出した自己評価をもとに、ヒアリングと園内観察を行ないました。ヒアリングでは、評価調査者の方からの質問だけではなく、1項目ごと園での取り組み内容や意図・思いなどを丁寧に聞き取ってくださいました。調査後 約1か月で調査内容をまとめ、評価にあたっての基準を明確にまとめたものを事前にいただきました。園でも評価内容を評価基準に沿って確認する時間をいただいたうえで、誤認確認ということで再度訪問があり、1項目ずつなぜその評価になったのかを説明を受けるだけでなく、できていないところはアドバイスをいただき、また、良かった点はその旨の言葉をいただきました。齟齬があった場合、その場でお互いに評価についてのすり合わせができた点も良かったです。

37

○自己評価の取り組み方

自己評価の取り組みとしては、正規職員だけではなく非正規職員も含め全員で、個々に自己評価を行ないました。初めて受審する職員もいたため、「園でできている」「できていない」ではなく、個人の保育を振り返り自分の保育について評価していただきました。その際「なぜその評価をつけたのか」理由や思いも記載していただきました。そこから保育士一人ひとりが何を大事に保育に取り組んでいるのか等を知ることができ、気づかなかった一面も見ることができました。

評価をつける方法は、ページ数を決め個々で記入後 乳幼児に分かれて集まり1項目ごと、それぞれの理由をつけて発表し合いました。個々の評価であるため経験や考えで違ってくるため正解がないことで、経験の少ない職員や発言の少ない職員が声をあげられるよう工夫しました。

発表後、個人でつけた評価表を回収し園長・主任でまとめ園としての自己評価としました。

38

○第三者評価受審による効果

まだまだ十分ではありませんが、自分の思いを伝える場が持てたことは、発言が少ない職員にとっては良い経験となったと思います。また、評価にあたり「保育を語る」ことをだいにしました。普段「忙しいから」「時間がとれないから」と保育について話し合う時間を作れませんでした。今回の受審を経験し、「時間は作るもの・作れるもの」ということを改めて思い、保育について話し合う時間を職員も含め作れるようになったのではないかと思います。

また、他の職員の保育観や取り組み方法などを聞くことは、参考になった職員が多かったように感じています。

39

○第三者評価の受審にあたって 一番心配したこと・大変だったこと

取り掛かりが秋以降と遅かったため、年度内に終了できるか。話し合いの時間が取れるかなど2点が心配であり、話し合いの時間を調整することが大変でした。職員の方たちが各自まとめる期間が短くなってしまいましたが、協力いただき無事に終わられました。

40

○受審での気づき、受審後の取り組みなど

運営上、できているつもり・計画していたつもりであったことなどは、アドバイスをいただきより細かく時期を記載するなど変更しました。そうすることでより実施しやすくなったように思います。

また、地域に向けた取り組みもコロナ後難しくなっているのが現状ですが、園側からの取り組みも消極的であったように思います。受審したことで、積極的な取り組みへ背中を押していただいたように感じています。また、つつい忙しいからと保育を語り合う機会を作れずにいましたが、その気になれば時間はいくらでも作れるものだとすることを改めて感じました。

41

○その他、伝えたいこと

「第三者評価」というと、できていないところを指摘されるのではないかと思いがちですが、園で力を入れているところや頑張っているところは、話を丁寧に聞き取り良い点として評価してくださいし、足りないところはアドバイスをいただけます。受審して一番感じていることは、園がもっと良い園となるよう力を貸してください。改めて振り返り見直すチャンスを与えられるものだと思います。

42

西しゅくマーノ保育園 評価結果報告書

【参考】

(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ・評価結果検索サイトより抜粋)

西しゅくマーノ保育園 2026年04月28日公開

評価結果報告書 第三者評価詳細

① 第三者評価機関名

第三者評価機関名 ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

② 施設・事業所情報

名称	西しゅくマーノ保育園	評価対象サービス	2024～ 保育所版
対象分野	認可保育所	定員	130(129) 名
所在地	〒214-0021 川崎市多摩区宿河原 2-19-6		
TEL	044-933-1152	ホームページ	https://meishinkai.jp/nishishukumano/
【施設・事業所の概要】			
開設年月日	2013年04月01日		

※詳細は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページをご覧ください。

<http://www.knsyk.jp/service/hyoka/result>

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価結果検索サイト
(二次元コードはこちら)



西しゅくマーノ保育園
第三者評価結果
(二次元コードはこちら)



障害分野

社会福祉法人 湘南の風

ジャストサイズ水科

(逗子市)

第三者評価受審体験報告

○事業所紹介

運営法人：社会福祉法人 湘南の風

開設：2005年4月1日

定員：6名

事業：共同生活援助

逗子市にある共同生活援助（グループホーム）です。

「ジャストサイズ」では、障がいのある方への生活支援の拠点として、障がいのある方の“地域での生活・暮らし”を支える

「グループホーム事業」6棟8住居（定員44名）一部に「短期入所事業」を併設しています。

事業所名：ジャストサイズ水科

氏名：施設長 菊池 一美



45

○受審の動機

第三者評価は法人の主要事業の一部として、毎年各事業所が持ち回りで受審する計画となっており、ジャストサイズは2013年から、これまでに3回4住居が受審。

46

○第三者評価に関する情報収集と評価機関の選定方法

今回第三者評価をお願いした評価機関には、毎年新入職員に対し「介護技術研修」として「ボディメカニクス」を理解する講師派遣型の研修をお願いしている経緯がある為、評価機関の選定には苦勞しなかった。

47

○訪問調査から評価が決定するまでの評価機関との調整の実際

訪問調査は実際に利用者が利用している場面観察と、職員へのヒヤリングは利用者が通所施設へ通所している間に住居担当者、管理者によって行われた。

受審、訪問調査については初めてではないので緊張なく行われた。また、訪問調査結果も簡潔にまとめられていたので、安心だった。公表前に、当方で表現的な問題で修正を依頼したが、スムーズに対応いただけた。

48

○自己評価の取り組み方

自己評価については、他の住居を含め職員会議で受審の趣旨を伝え、たうえで住居担当者とサービス管理責任者、管理者で自己評価を分担し集約の機会を設けた。

また、自己評価の評価項目を見ることで、改めて至らないことに気づく点、当事業所では大切にしている部分も言語化することが難しい点など、評価をしながら気が付くことが多かった。

49

○第三者評価受審による効果

当方が支援をする中でも大切にしていることを「コンパス」としてまとめ、職員、利用者、家族、見学者、求人への応募者にも事前説明会で説明したうえで面接することで、入職後の齟齬がなくなった。

50

○第三者評価の受審にあたって一番心配したこと・大変だったこと

事業所管理者と現場職員との間で受審への必要性や有用性の認識に差が生まれないようにすること。

現状の把握が「これまでの否定」に繋がらないようにすること。

単発的な取り組みではなく改善を継続的な取り組みにすること。

51

○受審での気づき、受審後の取り組みなど

今回第三者評価を受審して、評価項目を見直していく中でジャストサイズ全体が何を大切にしてきたかということ言語化することにとっても役にたった。この評価の中では、いくつかのキーワードが示されている「できることだけでなく、していることを増やそう」ということや「生活を支えるための医療との連携」などを加え、支援の質を確かめる指針をだれでもわかる言葉で表すことで、自己点検を継続的に行う準備ともなった。実際の支援を行う職員が自信をもって自らの支援を語る機会、今後すべての住居で行っていくことが出来たらと考える。また、当事業所の取り組みが薄い部分についても認識することができた。これらについては改善を止めない方向で取り組んでいきたい。

52

ジャストサイズ水科 評価結果報告書

【参考】

(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ・評価結果検索サイトより抜粋)

ジャストサイズ水科 2026年03月09日公開

評価結果報告書 第三者評価詳細

評価結果報告書

評価機関名	公益社団法人神奈川県福祉士会
評価対象事業/所名	ジャストサイズ水科
評価対象種別サービス	共同生活援助
設立年月日	2005年04月01日
経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人湘南の風
① 理念・基本方針	◇基本理念 1. 利用者が尊厳を持って、自立できる地域社会の実現を目指します。 2. 基本的人権を守り、個人の尊厳を重視した支援を行います。 3. 地域とともに歩み、地域から信頼される法人を目指します。 4. 常に法令を遵守し、良質な福祉サービスを提供します。

※詳細は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページをご覧ください。

<http://www.knsyk.jp/service/hyoka/result>

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価結果検索サイト
(二次元コードはこちら)



ジャストサイズ水科
第三者評価結果
(二次元コードはこちら)



53

高齢分野

社会福祉法人
翔の会

特別養護老人ホーム ゆるり

(茅ヶ崎市)

54

第三者評価受審体験報告

○事業所紹介

事業所名：特別養護老人ホームゆるり

氏 名：施設長 譲原 健

運営法人：社会福祉法人 翔の会

開 設：2012年7月

定 員：特別養護老人ホーム 100名
ショートステイ 10名

ユニット型の特別養護老人ホームです。10部屋を1ユニットとするユニットケアを導入し、ユニットごとに専用の玄関、キッチン、リビング、浴室などを設置しています。一人ひとりの時間を大切にしながら、自然に人との関係性が育まれる空間となっています。天気良ければ屋上から壮大な富士山が見られます。



55

○受審の動機

法人内の事業所で順番に定期的に受審している。

自施設の取り組みについての振り返りが出来る事。

第三者の意見を取り入れる事でマンネリ化の防止につな
げたい

○自己評価の取り組み方

項目の内容に合わせて、職員への聞き取りや、自己評価
の作成をお願いした。

56

○利用者アンケートの効果や気づき

合計14名の利用者のアンケートが出来ました。多くは満足している等の意見が多かった。

「職員が若いのによくやってくれる」、「いつも親切に対応してくれる」、「自分の家にいるようで満足している」等。要望の中では、もっと散歩や買い物等、「何か出来る事を計画して欲しい」、「トイレが汚い時があり自分で掃除している。手が不自由で出来る所だけやっている」、「食事が不満」、「肉がかたい」等。アンケートの結果を職員に伝え反映することが出来た。トイレの汚れについては、利用者さんから意見が出たことで、より気を付けるようになった。

57

○第三者評価受審後による効果

- ・取り組んでみて自信がついた。
- ・自分たちが今までやってきたことが認められた充実感。
- ・やる気へもつながる。
- ・沢山褒めていただいた。
- ・出来ていない事よりも出来ていることを評価してくれた。

58

○第三者評価受審による課題の整理

受審料が高額（補助金10万（神奈川県社会福祉協議会会員）あるがそれでも高いと感じる）。資料作成の為に時間が通常業務内で終わらず大変だった。

59

○受審（任意）に対する法人・施設としての取り組み方針、考え方

昨今、ボランティア等外部の方たちの出入りが多くなっており、法人・事業所として、透明化が必要と感じている。周りから求められているという意識の元から、きちんと業務をおこなっている証明の手段として取り組んだ。評価結果を指標とできる。

60

○受審後の福祉サービス改善の取り組みなど

評価により新たに発見できた所や、事業所の良いところを今後伸ばしていく。

- ・複合施設（保育園・障害福祉サービス事業所）であることの事業所間の交流。
- ・看取り支援
- ・自由な面会

など、他の事業所には無い「売り」を作る。



結果、利用率のUPへと繋げたい。

また、評価を職員間で共有して今後のモチベーションへ繋げる。

61

○その他、伝えたいこと

補助金制度があり、受審料が10万円くらいなら
毎年度受審したいと思う。

62

特別養護老人ホーム ゆるり 評価結果報告書

【参考】

(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ・評価結果検索サイトより抜粋)

ゆるり 2025年02月26日公開

評価結果報告書 第三者評価詳細

① 第三者評価機関名

第三者評価機関名 公益社団法人神奈川県介護福祉士会

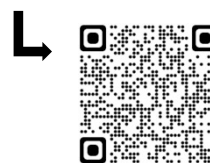
② 施設・事業所情報

名称	ゆるり	評価対象サービス	2022～高齢者福祉サービス版
対象分野	特別養護老人ホーム	定員	110名
所在地	253-0072 茅ヶ崎市今宿473-1		
TEL	0467-84-6211	ホームページ	http://www.syonokai.jp
【施設・事業所の概要】			

※詳細は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページをご覧ください。

<http://www.knsyk.jp/service/hyoka/result>

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価結果検索サイト
(二次元コードはこちら)



特別養護老人ホームゆるり
第三者評価結果
(二次元コードはこちら)



63

Q&A質問コーナー

お時間に限りがありますので、全てのご質問にお答えすることが難しい場合がございます。予めご了承ください。



64

**第2回福祉サービス事業者に対する
第三者評価説明会にご参加いただき、
ありがとうございました。
アンケートのご協力よろしく
お願いいたします。
※開催要領 7.その他:アンケートのURL
より入力をお願いいたします。**

こちらの二次元コードからもアンケートの入力が
できます。



神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構